2013年度　練習問題2　(高橋宏司　出題)

第一問 (配点30)

甲国人男Xは、甲国で、甲国に留学中の乙国人女Yと知り合って婚姻し、同時に、Yの子である乙国人Zを認知(以下「本件認知」という。)した。XとZの間に血縁関係はなく、Xはそれを知っていたが、それにもかかわらずZを認知したのは、Yに対する好意からであった。なお、Xは、Zの出生時には、日本と甲国の国籍を有していたが、Yと知り合う以前に、日本の国籍法14条1項に従い、甲国籍を選択した。婚姻とほぼ同時に、XとYは、Zを伴って日本に移住し、同居生活を始めたが、やがて、Xは、YおよびZと不和になった。日本移住後3年目にして、Yは、Xを日本に残し、Zを連れて乙国に帰国し、2人で乙国に住み始めた。それから2年が経過しても2人が日本に戻る見込みがないので、Xは、日本で訴えを提起し、Yに対して離婚を請求するとともに、Zと自分の間に血縁関係が存在しないことを理由に、Zに対して本件認知の無効を請求した。

(1)　離婚請求につき、日本に国際裁判管轄が認められるか。

(2) 離婚請求につき、日本に国際裁判管轄が認められるとすると、準拠法は何国法となるか。

(3) 本件認知の無効請求につき、日本に国際裁判管轄が認められるとすると、同請求は認められるか。甲国および乙国の国際私法では、認知は、認知時における認知者の本国法によるとされている。認知者が被認知者との間に血縁関係が存在しないことを知りながらした認知について、甲国の民法では、認知者自身による無効の主張を認めており、乙国の民法では、認知から3年以内に限ってそれを認めている。日本法の解釈としては、下記最高裁判例がある。なお、XとZとの間に血縁関係が存在しない点を除けば、本件認知は、甲国法、乙国法、日本法のいずれの法の下でも有効性に問題がない。

最高裁平成26年１月14日判決

「血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知は無効というべきであるところ、認知者が認知をするに至る事情は様々であり、自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による無効の主張を一切許さないと解することは相当でない。また、血縁上の父子関係がないにもかかわらずされた認知については、利害関係人による無効の主張が認められる以上（民法７８６条）、認知を受けた子の保護の観点からみても、あえて認知者自身による無効の主張を一律に制限すべき理由に乏しく、具体的な事案に応じてその必要がある場合には、権利濫用の法理などによりこの主張を制限することも可能である。そして、認知者が、当該認知の効力について強い利害関係を有することは明らかであるし、認知者による血縁上の父子関係がないことを理由とする認知の無効の主張が民法７８５条によって制限されると解することもできない。

　そうすると、認知者は、民法７８６条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができるというべきである。この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なるところはない。」

第二問 (配点70)

Xは、甲国法人Yのウェブサイトに日本からアクセスして、ある高級ワインのボトルを特定し(以下「本件物品」という。)、それらをYから買い受ける契約(以下「本件契約」という。)を乙国法を準拠法として締結した。しかし、引渡期限が過ぎてもYが引渡しをしないので、XはYを相手取り、引渡しおよび損害賠償を請求して日本で訴え(以下「本件訴え」という。)を提起した。Yは、甲国にのみ営業所を有している。以下の独立した各問に答えよ。

(1) 本件契約は、「C.I.F.横浜港(インコタームズ2010)」の貿易条件で、船積港として甲国の港を指定して、締結された。本件契約に管轄合意はない。本件訴えにつき、日本に国際裁判管轄が認められるか。以下の各場合に分けて答えよ。

(i) Xは、日本にのみ営業所を有する日本法人である。Yは、3年前から日本語のウェブサイトを開設し、日本からの発注に応じている。また、Yは、日本の会社法817条1項に従って日本における代表者を定め、それを登記(会社法933条2項2号)している。

(ii) Xは、日本に住所を有する日本人であり、本件物品を家庭用に購入した。Yは、3年前から英語のウェブサイトを開設し、全世界からの発注に応じている。Yは、日本における代表者を定めていない。

(2) Yは、日本における代表者を定めていない。Yを被告とする訴状の送達は、どのような方法が適当か。なお、甲国は、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(ハーグ送達条約)の締約国であるが、日本との間に二国間の司法共助の取決めはない。

(3) Xは、日本にのみ営業所を有する日本法人である。本件訴えにつき、日本に国際裁判管轄が認められるとする。甲国は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(CISG)の締約国であるが、乙国は非締約国である。本件訴えの各請求にCISGは適用されるか。

(4) Xは、日本に常居所を有する日本人である。Xは、本件物品を家庭用に購入し、その旨を本件契約の際にYに伝えた。本件契約は、本件物品の引渡地としてXの常居所地を指定しているが、Yの債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する条項(以下「本件免責条項」という。)を含んでいる。本件免責条項は、甲国法および乙国法の下では有効である。Xは、本件免責条項の効力を争うことができるか。なお、本件訴えにつき、日本に国際裁判管轄が認められるものとする。

参考) 日本の消費者契約法8条１号

(5) Yは、3年前から日本語のウェブサイトを開設し、日本からの発注に頻繁に応じているが、外国会社の登記(会社法933条)をしていない。そこで、本件訴えにおいて、Xは、Yの代表者Zに対する会社法818条2項にもとづく請求を併合した。Zは、自身が甲国に居住していること、および本件契約の準拠法として乙国法が選択されていることを理由に、日本法の適用を争っている。会社法818条2項の適用根拠につき、どのような主張が可能かXに助言せよ。